

きずな



《今月の笑顔》



株式会社ユウコウ建設

あまの ななえ
天野奈苗さん



2026年（令和8年）「新春・会員の集い」を開催



タックスコーナー

「国税庁をかたつた不審なショートメッセージや
メールにご注意ください」

「マイナンバーカードは安心・安全です」



委員会視察研修会

総務財政委員会、広報委員会が
福岡中部法人会を訪問しました



公益社団法人
八王子法人会



2026年(令和8年) 「新春・会員の集い」を開催

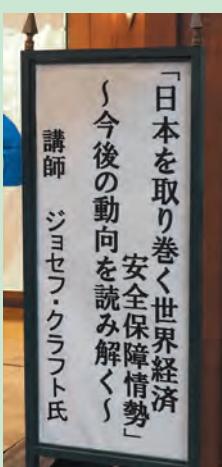


▲年頭挨拶をする清宮会長

2026年(令和8年)「新春・会員の集い」が、1月8日、「新春講演会」「祝賀式典」「祝賀懇親会」の3部構成により、八王子エルシィで開催されました。

祝賀式典では、相澤副会長の開会あいさつに続き、清宮会長が登壇。税に関する事業を基本とする法人会活動のさらなる充実に向けた決意と、税務署をはじめ、日頃からお世話になっている関係機関への感謝を込めて年頭のあいさつを行いました。

当日は、多くのご来賓にお越し頂いた中、木村美由紀税務署長、諏訪公二都税事務所長、初宿和夫市長、萩生田光一衆議院議員、大河原雅子衆議院議員、樋崎博商工会議所会頭よりご祝辞を頂戴しました。



▲講師：ジョセフ・クラフト氏

第二部、「祝賀式典」の前には、ロールシャッハ・アドバイザリー株式会社代表取締役で、東京国際大学副学長のジョセフ・クラフト氏を講師にお迎えし、新春講演会を開催しました。

講演テーマは、「日本を取り巻く世界経済・安全保障情勢～今後の動向を読み解く～」。独自の取材に基づく今後の株価見通しや台湾情勢など、経営者が高い関心を寄せていている内容についてお話しいただきました。

新春講演会では
ジョセフ・クラフト氏が登壇



東京都八王子都税事務所長
諏訪公二 殿



八王子税務署長
木村美由紀 殿



衆議院議員
萩生田光一 殿



八王子市長
初宿和夫 殿



八王子商工会議所 会頭
樋崎 博 殿



衆議院議員
大河原雅子 殿

祝賀式典には多くのご来賓より、
心のこもったご祝辞を頂戴しました
ありがとうございました

「祝賀懇親会」での
乾杯のご発声を頂戴しました



東京税理士会八王子支部長
伊保谷 徹 殿

※ご来賓の所属・役職名は、2026年「新春・会員の集い」開催時のものです



ご参加いただいた12社13名の新会員の皆さん



新会員をご紹介する
森屋副会長（組織委員長）

ご参加いただいた新会員
12社の皆さんをご紹介しました

「新春・会員の集い」には、2025年4月から開催日までにご入会いただいた75社のうち、12社の新会員の方にご出席いただきました。壇上の皆さんを、森屋副会長（組織委員長）より1社ずつご紹介させていただきました。

～要望活動を展開しました～

管内小選挙区より選出された衆議院議員と 市長、市議会議長に要望書を提出

■ 萩生田光一 衆議院議員 (12月13日)



▲萩生田議員(中央)に要望書を手渡す清宮会長(右)、吉野税制委員長(左)

■ 初宿和夫 市長 (1月8日)

■ 美濃部弥生 市議会議長 (1月8日)



▲初宿市長(左から二人目)と、美濃部市議会議長(左端)に要望書を手渡す清宮会長、吉野税制委員長

昨年10月、高知県で開催された法人会全国大会の席上、全国法人会総連合(全法連)が、「令和8年度税制改正に関する提言」を発表。その概要は本誌「きずな」2025年11月号に掲載した他、意見広告として全国紙でも紹介されました。

全国440の法人会では、この提言を地元自治体の首長、議会議長、及び管内の小選挙区より選出された衆議院議員に手渡し、内容の実現に向けた要望

活動を展開。当法人会では、清宮会長、吉野副会長(税制委員長)が昨年12月中旬に萩生田光一衆議院議員を訪問。全法連の提言に、八王子法人会独自の要望事項を添えて、中小企業の視点に立った税制の実現に向けた協力を要請しました。

また、八王子市の初宿和夫市長、美濃部弥生市議会議長には、1月8日の「新春・会員の集い」の場で、多くの会員が見守る中、提言をお渡しました。

全法連の税制改正に関する提言は2025年11月号に、掲載されています。過去の「きずな」は、八王子法人会ホームページよりご覧いただけます。

■ 八王子市からのお知らせ ■

八王子市中小企業新入社員合同研修

主に新入社員の方を対象として、ビジネスマナーや社会人としての基礎知識を学ぶ研修を開催します。複数の市内企業から新入社員が集まる合同研修ですので、社外に人脈・同期の輪を広げる交流の機会としてもご活用いただけます。日程等の詳細は、八王子市ホームページで3月頃公開予定です。

【研修概要】

第1回 ビジネスマナー研修(2日間)・・・5月14日・15日(予定)

第2回 フォロー研修(1日間)・・・9月下旬予定

第3回 振り返り研修(1日間)・・・2月下旬予定

【場所】 JR八王子駅周辺

【費用】 1名7,500円(年間)

【定員】 先着50名

【申込み・問い合わせ】

八王子市産業振興部産業振興推進課(八王子市役所6階)

TEL: 042-620-7252

e-mail: b092000@city.hachioji.tokyo.jp

広報活動や会務運営全般について意見・情報交換を行いました ～福岡中部法人会を訪問しました～



▲山下副会長（右から4番目）をはじめ福岡中部法人会の皆さん



▲神田総務財政委員長、小林広報委員長をはじめ
14名で訪問させていただきました

1月16日、広報委員会と総務財政委員会が合同の委員研修会を開催。九州の中心都市、福岡市にあって、先進的な活動を展開されている福岡中部法人会を訪問させていただき、広報活動や会務運営全般について意見・情報交換を行いました。予定されていた時間を超

えるほど活発な意見交換させていただき、貴重な機会となりました。

お忙しい中、ご対応いただいた福岡中部法人会の山下副会長、芦塚副会長、荒木専務理事をはじめ、役員、議員の皆さんに感謝申し上げます。

従業員の退職金準備は

とくたいきょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京都法人会連合会（東法連）が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さんにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

EC-2025-0008(2025年7月29日)P6965

資料請求
お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutalkyo.or.jp>



令和8年度 税制改正大綱

-法人会の税制改正提言-

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充!

特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。(※取得価額の合計が中小企業で5億円以上)

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引き上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

①基礎控除及び給与所得控除

基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。

③ひとり親控除

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。

④勤労学生控除

勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年～令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。

また、床面積が40m²以上50m²未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることがあります。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万円まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出しができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私募債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行			
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金額について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することになります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
②不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

①少額免税の廃止

従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。

②物販に係るプラットフォーム課税の導入

大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。

③特定少額資産販売事業者の登録制度

通信販売で、海外から国内宛てて発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。

登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

①個人事業者向けの3割特例

個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。

②インボイスがない場合の経過措置

インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

③免税事業者である一業者からの多額の仕入

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基礎所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聰一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

国税庁をかたった不審な ショートメッセージやメールに ご注意ください！

ショートメッセージやメールにより国税の納付を
求めるごとや差押えを予告することはありません

- ・国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。
- ・国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

不審なメール等に記載された URL への
アクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

具体的な被害の相談については、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口にお問い合わせください。



← 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>

- ・詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp>



国税庁・国税局・税務署



警察庁
National Police Agency

マイナンバーカードは 安心・安全です

安心の情報管理体制

マイナンバー制度は、個人情報を一元管理する仕組みではないため、情報が芋づる式で漏れることはありません。また、国は預貯金額や医療などのあらゆる情報に関して監視することはありませんし、そもそもできない仕組みとなっています。

POINT 1 個人情報がひとつのが通データベースで管理されることはありません。情報は分散して管理します。



POINT 2 手続を受ける行政職員だけが、その手続に必要な情報に限ってアクセスすることが許されています。



POINT 3 不正なアクセスが行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。

券面における安全性の対策



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違うと機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

マイナンバーやマイナンバーカードについてのお問合せ



デジタル庁

すべての「不便」をあたらしい「便利」に
できます。が増えてます。
マイナンバーカード
っていうけど
実際なにができるの？



マイナンバーカードで できます。

対面でもオンラインでも本人確認^{*}に利用できるマイナンバーカードは、できることが広がっています。
※ カード自体の本人確認書類としての利用、銀行口座や証券口座開設時の対面・オンラインでの本人確認利用（民間企業における利用）

1

健康保険証としても利用でき
過去の診療や処方せんの
情報も確認できます。



2

所得税の確定申告も
自動入力で簡単にでき
手間を省くことができます。



3

保育所や児童手当の
申請など、子育ての
手続きも簡単にできます。

4

役所に行かずに
転出届の提出など
引越しの手続きもできます。



5

コンビニで
住民票の写しなどの
証明書を取得できます。



6

将来、病院の診察券など
としても利用できるようになります。



転出元の市区町村窓口に行かずに、また窓口が開いていない時間帯でも、いつでも簡単に、マイナポータルからオンラインで転出届を提出することができます。

引越し先への転入届提出のための来庁予定の連絡（転入先市区町村への連絡）をマイナポータルから行うことで、引越しシーズンでも、引越し先の市区町村窓口での各種手続がスムーズになります。

役所に行かずに、コンビニで各種証明書などを取得することができます。

※ 毎日6:30から23:00まで利用できます。

※ 市区町村によって対応状況が異なります。

マイナンバーカードの機能をスマホに搭載すれば、スマホひとつでコンビニ交付を利用できます。

※ 一部のAndroid端末で利用可能です。

※ 一部店舗で先行実施中です（順次拡大予定）。

マイナンバーカードを診察券や子ども医療費などの医療費助成の受給者証として利用できるようになります。いろいろな病院の診察券や各種医療費助成の受給者証を1枚にまとめることができるでの、複数の診察券・受給者証として利用できるようになります。

※ 一部の病院、クリニックではすでに利用を開始しています。

※ 医療機関側のシステム改修が必要です。

キラリ 輝く! 会員企業

Vol 66

目を引くお店の名前の由来は 社長のニックネーム

1971年、有限会社村田石油として、ガソリンスタンドの経営をスタートさせた同社は、車検センター、カーライフ部門、介護タクシー部門など事業を展開してきました。2021年に株式会社ムラタに社名変更を実施。3代目代表取締役に就任した村田晃一氏は、2023年より飲食事業部を立ち上げ、「石油王のカレー」の店舗及びキッチンカー、通信販売の事業を開始しました。

目を引くお店の名前の由来は、社長が小さい頃、友人から「石油王」と呼ばれていたのがきっかけだそうです。キッチンカーを含む車のレンタル・リース事業も展開し、お客様の望むニーズに合わせる事を検討しているところ、自社でキッチンカーを活かし展開する事業として、カレー好きだった社長のアイデアもあり、事業を始めたそうです。

25種類のスパイス、グルテンフリー、 化学調味料無添加の本格派カレー

フレンチのシェフが、「25種類のスパイス、グルテンフリー、化学調味料無添加」をベースに、キッチンカー、お店でゆっくり食べられる贅沢なカレーを開発。大楽寺には、石油王のカレー研究所を設置し、メニューの改良と新商品の開発、レトルトカレーの開発、製造を行っています。「イベントなど八王子市内はもとより、他県にもキッチンカーを積極的に展開し、販売しています。更に、海外のイベントにも出店しています。皆さんに、店舗へのご来訪をお待ちするとともに、イベント会場にてお目にかかれますことを願っております。」(久平店長)

〒192-0084
八王子市三崎町2-3サンキヨウビル2F
電話:042-686-2251
<https://oilkingcurry.com/?mode=f2>



お店は2階になります



店内は大きな王のライティングが目を引きます



カウンター席テーブル席が用意されており、10名程度の団体も予約可能



単品からコース、アルコールまで懇親会など開催できるメニューを揃えます

【営業時間】
ランチ:11:00~15:00 (LO14:30)
ディナー:17:00~22:00
(LO21:00 food/21:30drink)
定休日:日曜日



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。
あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。
詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



▼今月の笑顔は、「株式会社ユウコウ建設」を訪問し、代表取締役の渡邊勇吉さん、事務の天野奈苗さんにお話を伺いました。

▼多摩地域を中心に「道路工事」「舗装工事」「土木工事」「上下水道工事」の、主に公共工事を含む土木を主軸に事業展開をする株式会社ユウコウ建設。八王子市、建設局、水道局を中心に、入札し、取引しています。

▼二代目の渡邊社長は「人のために貢献を」を先代から引き継ぎ社員とともに取り組んでいます。特に力を入れているのは、若手社員の教育。「社員を家族のように大切にし、若手社員の教育をしています。十敏な教育をしてから現場に就いてもらいます。不明な点や不安なことは事前に解決してからを心掛け教育していきます」(渡邊社長)

▼表紙に出ていただいた天野さんは、社内での事務を担当されています。「入札関係の事務や、電話対応などの庶務まで担当しています。社員を家族のように接していただき、アットホームで働きやすい職場です。渡邊社長、渡邊美佐江取締役には、日々お声掛けいただき、気持ちよく働かせていただいている」「日々の実務では、エクセル表計算など含めて、難しい操作をさらに習得し、上達していきたいです」

▼「家庭では、子供の学校行事などに追われています。趣味はスノーボードですね。ワインターシーズンは家族でスキー場にいきますが、今年も楽しみたいです」(天野さん)



代表取締役
天野奈苗さん
渡邊勇吉さん

▼「働き方と仕事の取組みのバランスを考えて事業を考え進めています。社員へ厳しくするのではなく、社員が辛くならないような教育、ストレスをためない社内環境を整えながら、進めていきたいですね。今後も人材を募集する計画も進めていき、基盤強化に努めています」(渡邊社長)

〒192-0045
八王子市大和田町5丁目8番5号
TEL: 042-656-1255
FAX: 042-656-1256
<http://www.yukou.co.jp>



キャッシュレス納付をご利用ください

国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。

簡単・
便利



ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。

利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。



振替納税

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。

インターネット バンキング

契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。



クレジットカード 納付

インターネット上のクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。

スマート アプリ 納付

スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。



法人会は
「キャッシュレス納付」の
推進に協力しています。

さらに詳しくはWEBへ
キャッシュレス納付

発行者	公益社団法人 八王子法人会	会長	清宮仁	発行日	令和8年2月5日
編集者	公益社団法人 八王子法人会	広報委員長	小林一仁	印刷	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人 八王子法人会	東京都八王子市大横町14-25			東京都八王子市南町9-8
第50巻 第11号 通巻543号	電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566				電話(042)626-2600(代)

多摩の 自然さんぽ

写真・資料提供

小林健人氏



雨上がりの夜、作業車で公園内を徐行していた時のことです。ヘッドライトの光にハトくらいの大きさの鳥が浮かび上りました。すんぐりむつくりな体型に、真っすぐで細長い嘴。とても特徴的な外見をしたこの鳥の正体は、ヤマシギです。シギというと、干潟や田んぼなど、水辺に群れでいる姿を想像しますが、ヤマシギは樹林性が強く、雑木林の藪や谷戸の湿地などに生息しています。八王子市内にも広く分布しており、主に秋から冬の間に見られる渡り鳥の一つです。日中よりも夜間のほうがより盛んに活動するらしく、この時も、堂々と芝生に出てきて採餌しています。ヤマシギの好物は、落ち葉の下や土の中にいるミミズなどの土壤生物。芝生の縁を取り囲む側溝には落ち葉が堆積していて、雨の後にはミミズが一時的な避難場所として利用しているようです。ヤマシギはそのホットスポットに目を付けたに違いありません。そつと近付いて車窓から撮影したのがこちらの写真です。ご覧の通り、目が真横に付いているので、とても広い視野を持つています。ですから、どの方向から近付いたとしても、私のことはしつかり認識しているはずです。

市内に広く分布しているとはいって、日中にヤマシギを観察する機会は多くありません。茂みでじっとしていると、背景にうまく溶け込んで見つけづらいからです。出会う時はいつも時すでに遅し。私の接近に驚き、慌てて飛び去つていく後ろ姿を茫然と見送ることになります。そんなヤマシギですが、意外なことからその生息を知ることもあります。一つはセンサーカメラです。夜行性の哺乳類を調べるために設置したセンサーカメラ(自動撮影装置)に、通りすがりのヤマシギが撮影されることがあります。もう一つは猛禽類の食痕です。地上で活動するヤマシギは、オタカなどの猛禽類に襲われることが多い、襲撃後は倒木の上などで羽をむしられます。雑木林を歩いていて、散乱したヤマシギの羽を見つけることは珍しくありません。人知れず、実際には相当な数のヤマシギたちが八王子で冬を越しているかもしませんね。

ヤマシギ



▲センサーに映る「ヤマシギ」
▲子供たちと拾った羽を並べる様子

